

福岡よかここ起業支援金交付要綱

(趣旨)

第1条 公益財団法人福岡県中小企業振興センター（以下「センター」という。）は、地域課題の解決を目的として新たに社会的事業を福岡県内で起業する者等に対し、必要な経費の一部について予算の範囲内で補助金を交付するものとし、その交付に関しては、福岡県補助金等交付規則（昭和33年福岡県規則第5号。以下「規則」という。）及びこの要綱の定めるところによる。

(補助対象者)

第2条 補助対象者は、次に掲げる全ての事項に該当する者とする。

- ① 新たに起業する場合は、国のデジタル田園都市国家構想交付金（地方創生推進タイプ（起業支援事業））（以下「本交付金」という。）の交付決定日以降、起業支援事業の補助事業期間の完了日（以下、「完了日」という。）までに個人事業の開業届出又は株式会社、合同会社、合名会社、合資会社、企業組合、協業組合、特定非営利活動法人等（以下「法人等」という。）の設立を行い、その代表者となる者であること。
- ② 事業承継をする場合は、本交付金の交付決定日以降、完了日までに事業承継を行い、個人事業主又は法人等の代表者となる者であること。
- ③ 第二創業をする場合は、本交付金の交付決定日以降、完了日までに第二創業を経て新たに事業を実施する個人事業主又は法人等の代表者であること。
- ④ 県内に居住又は、完了日までに県内に居住する予定であること。
- ⑤ 法人等の登記又は個人事業の開業の届出を県内で行う者であること。
- ⑥ 起業等をする者又は法人等の役員等が暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力との関係を有する者ではないこと。
- ⑦ 法令遵守上の問題を抱えている者ではないこと。
- ⑧ 起業支援事業の実施年度、若しくは、それ以前の年度における「福岡よかここビジネスプランコンテスト」2次審査参加者、又は令和3年度以降の「県内市町村が実施するビジネスプランコンテスト」参加者（「福岡よかここビジネスプランコンテスト」2次審査参加者と同様に各ビジネスプランコンテストにおいてビジネスプランのブラッシュアップを受けた者に限る）、又は「フクオカベンチャーマーケット」登壇者であること。

(補助対象事業)

第3条

(1) 新たに起業する場合

補助対象事業は、次に掲げる全ての事項に該当し、かつ国（独立行政法人を含む）の資金を財源とする他の補助金、助成金、競争的資金、他の道府県で実施される起業支援事業の交付を受けていない事業とする。

- ① 社会的事業の要件を満たすこと。
次に掲げる事項のすべてに該当すること。
 - ア 本県におけるサービス供給の不足等に起因する地域課題の解決に資すること（社会性及び必要性）
 - イ 提供するサービスの対価として得られる収益によって自立的な事業の継続が可能であると見込まれること（事業性）
 - ウ 起業等をする者の生産性の向上・機会損失の解消及び顧客の利便性の向上につながるデジタル技術を活用していること（デジタル技術の活用）
 - エ 社会的事業分野については、地域活性化関連、まちづくりの推進、過疎地域等活性化関連、買物弱者支援、地域交通支援、社会教育関連、子育て支援、環境関連、社会福祉関連等であること
- ② 県内で実施する事業であること。
- ③ 本交付金の交付決定日以降、完了日までに新たに起業する事業であること。
- ④ 公序良俗に反する事業（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第1

22号)第2条において規定する風俗営業等)でないこと。

(2) 事業承継又は第二創業をする場合

補助対象事業は、次に掲げる全ての事項に該当し、かつ国(独立行政法人を含む)の資金を財源とする他の補助金、助成金、競争的資金、他の道府県で実施される起業支援事業の交付を受けていない事業とする。

- ① Society5.0関連業種等の付加価値の高い産業分野での、地域課題の解決に資する社会的事業であり、次に掲げる事項のすべてに該当すること。
 - ア 本県におけるサービス供給の不足等に起因する地域課題の解決に資すること(社会性及び必要性)
 - イ 提供するサービスの対価として得られる収益によって自立的な事業の継続が可能であると見込まれること(事業性)
 - ウ 起業等をする者の生産性の向上・機会損失の解消及び顧客の利便性の向上につながるデジタル技術を活用していること(デジタル技術の活用)
 - エ 社会的事業分野については、地域活性化関連、まちづくりの推進、過疎地域等活性化関連、買物弱者支援、地域交通支援、社会教育関連、子育て支援、環境関連、社会福祉関連等であること
- ② 県内で実施する事業であること。
- ③ 本交付金の交付決定日以降、完了日までに事業承継又は第二創業を経て新たに実施する事業であること。
- ④ 公序良俗に反する事業(風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条において規定する風俗営業等)でないこと。

(補助率及び補助金額)

第4条 補助率は対象経費の1/2、補助金額は上限200万円とする。

(補助事業期間)

第5条 補助事業期間は、別に定める期間とする。

(補助対象経費)

第6条 補助対象経費の経費区分は以下とする。なお、補助対象経費の詳細については、別に定めるものとする。

- (1) 人件費
- (2) 事業費

店舗等借料、設備費、原材料費、借料、知的財産権等関連経費、謝金、旅費、委託・外注費、マーケティング調査費、広報費等

2 補助事業に関し、他の補助制度による補助金を受ける場合は、対象経費が重複しないこととする。

(交付申請)

第7条 交付申請は、次に掲げる事項により、公益財団法人福岡県中小企業振興センター 理事長(以下「理事長」という)に行うものとする。

(1) 提出書類

- ① 交付申請書(様式第1号)
- ② 事業計画書(様式第2号)
- ③ 暴力団等反社会的勢力排除に関する誓約書(様式第3号)
- ④ 誓約書(様式第4号)
- ⑤ 添付書類

別に定める書類

(2) 提出期限

別に定める日まで

(交付決定)

第8条 理事長は、前条の交付申請があったときは、その内容を審査し、補助金の交付が適当であると認めるときは、交付決定通知書（様式第5号）により交付申請者にその旨通知する。なお、交付が適当であると認められないときは、不交付決定通知書（様式第5号の2）によりその旨通知する。

2 理事長は、前項により補助金の交付を決定したときは、補助事業者名、所在市町村、事業テーマ、事業概要等を公表するものとする。なお、補助事業者が特許出願を行っている場合は、特許法（昭和34年法律第121号）第65条の2に基づく出願公開後に行う。

3 理事長は、第1項の通知に際して必要な条件を付することができる。

4 交付申請者は、第1項の規定による交付決定又は不交付決定を受ける前に補助金の申請を取下げようとするときは、交付申請取下げ書（様式第6号）を理事長に提出しなければならない。

(補助事業の遂行)

第9条 補助事業者は、法令の定め並びに補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件その他理事長の指示、命令に従い、善良なる管理者の注意をもって補助事業を行わなければならない。補助金を他の用途に使用してはならない。

2 補助事業者は、補助事業期間内に、理事長が任命した専門家による事業計画の進捗状況確認及び経営支援を受けなければならない。

(補助事業の内容及び経費の配分の変更)

第10条 補助事業者は、補助事業の内容、経費総額及び経費の配分の変更を行おうとするときは、事業計画変更承認申請書（様式第7号）に変更事項を具体的に説明する書類を添えて、理事長に変更承認申請を行い、予め理事長の承認を受けなければならない。ただし、軽微な変更についてはこの限りではない。

2 前項のただし書きに定める軽微な変更とは、次に掲げる変更をいう。

(1) 経費配分の変更

第6条の補助対象経費の経費区分間において、いずれか金額が少ない区分の20パーセント以内の変更で、かつ補助金交付決定額に変更が生じない範囲内

(2) 事業内容の変更

補助事業の実施過程で生じた事情変化による事業方法又は手段の部分的な変更

3 理事長は、第1項の規定に基づく申請書の提出があったときは、その内容を審査し、福岡よかところ起業支援金に係る補助事業の内容（経費）変更承認（不承認）通知書（様式第7号の2）により、その結果を補助事業者に通知するものとする。

4 理事長は、前項の変更承認にあたり、必要に応じて条件を付し、又は交付決定を行ったときに付した条件を変更することができる。

(補助事業の休止又は廃止)

第11条 補助事業者は、補助事業を休止するときは事業休止届（様式第12号）を、補助事業を廃止するときは事業廃止届（様式第13号）を理事長に提出し、その承認を受けなければならない。

(補助事業遅滞等の報告)

第12条 補助事業者は、補助事業を予定の期間内に完了することができないと見込まれるとき又は補助事業の遂行が困難になったときは、速やかに理事長に報告し、その指示を受けなければならない。

(中間状況報告)

第13条 理事長は、補助事業の円滑及び適正な遂行を図るため必要があると認めるときは、必要に応じて補助事業の遂行状況に関する報告を求めることができる。

(実績報告)

第14条 補助事業者は、補助事業を完了したとき（補助事業の廃止の承認を受けたときを含む。）は、次に掲げる事項により、理事長に実績を報告しなければならない。

(1) 提出書類

- ①実績報告書（様式第8号）
- ②事業実績書（様式第9号）
- ③補助対象経費に関する経理帳票の写し

（2）提出期限

事業完了日から起算して30日を経過した日又は事業期間終了日から起算して10日を経過した日のいずれか早い日まで。ただし、第11条の規定による廃止の承認を受けたときはその日から15日を経過した日までとする。

（補助金額の確定）

第15条 理事長は、前条の報告を受けたときは、報告書等の書類審査及び必要に応じて現地調査等を行い、補助事業の成果が補助金の交付決定内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、交付額確定通知書（様式第10号）により補助事業者へ通知するものとする。

（補助金の交付請求）

第16条 補助事業者は、前条の規定による補助金額確定の通知を受けた日から起算して5日以内に、精算払請求書（様式第11号）を理事長へ提出するものとする。

（補助金の支払い）

第17条 理事長は、前条の規定に基づく精算払請求書を受領したときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、速やかに当該補助金を補助事業者へ支払うものとする。

（立入検査等）

第18条 理事長は、補助事業期間及び補助事業が完了した日の属する年度の終了後5年間に於いて、必要があると判断したときは、センター職員等に事務所、店舗等関係場所に立ち入らせ、帳簿書類、その他の物件等についての調査・検査をさせることができる。

（交付決定の取消し等）

第19条 理事長は、補助事業者又は補助事業が次の各号の一に該当すると認めるときは、補助金額の確定の有無にかかわらず、補助金の交付の決定の全部又は一部を取消することができる。

- （1）所定の期日まで補助事業を遂行しないとき。
- （2）天変地異その他の事情の変更により補助事業の全部又は一部を実施できないとき。
- （3）交付申請書に記載の目的用途以外に補助金を使用したとき。
- （4）虚偽の申請及び事業執行、報告等不正行為を行ったと判断されたとき。
- （5）補助金額の確定のための検査を受けることができないとき。
- （6）正当な理由無く、第14条に規定する実績報告、第23条に規定する成果報告書の提出を怠ったとき。
- （7）補助事業が完了した日の属する年度及びその年度終了後1年以内に売上の計上がないなど、実態として、補助事業を実施していないと判断されたとき。
- （8）法令、本要綱の規定に違反したとき。

2 理事長は、前項により交付決定を取消したときは、交付決定取消通知書（様式第14号）により補助事業者へ通知する。

3 理事長は、前項の取消しをした場合において、既に当該取消し部分に係る補助金が交付されているときは、期限を付して当該補助金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

4 理事長は、前項の返還を命ずる場合には、規則第18条の規定に準じ、加算金及び延滞金を徴することができる。

（補助金の経理）

第20条 補助事業者は、補助事業についての収支簿を備え、他の経理と区分して補助事業の収入額及び支出額を記載し、補助金の使途を明らかにしておかなければならない。

2 補助事業者は、前項の支出額について、その支出内容を証する書類を整備して、前項の収支簿とともに補助事業の完了の日の属する年度の終了後5年間保存しなければならない。

(財産の管理、処分の制限)

- 第21条 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効果の増加した財産（以下「取得財産等」という。）について、補助事業が完了した後も取得財産等を善良なる管理者の注意をもって管理するとともに、補助金の交付目的に従ってその効果的運用を図らなければならない。
- 2 補助事業者は、取得財産等のうち、1件当たりの取得価格又は増加価格が50万円以上のものについては、理事長の承認を受けずに、補助金の交付の目的に反して使用、譲渡、交換、貸付、又は担保に供してはならない。ただし、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める耐用年数を経過した場合は、この限りではない。
- 3 補助事業者が、前項ただし書きに該当しない1件当たりの取得価格又は増加価格が50万円以上の取得財産等を処分しようとするときは、補助事業取得財産等の処分承認申請書（様式第15号）により、理事長に承認を申請しなければならない。
- 4 理事長は、前項の規定に基づく補助事業取得財産等の処分承認申請書の提出があったときは、その内容を審査し、その結果を補助事業取得財産等の処分承認（不承認）通知書（様式第15号の2）により、補助事業者に通知するものとする。
- 5 理事長の承認を受けて取得財産等を処分等することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部をセンターに納付させることがある。

(知的財産権の取扱い)

- 第22条 補助事業者は、補助事業による研究開発及び新商品開発の成果、あるいは県公設試験研究機関等との共同研究の成果に基づき特許出願、実用新案登録出願又は意匠登録出願を行った場合は、遅滞なくその旨を理事長に届け出なければならない。
- 2 補助事業者が、前項の知的財産権の実施あるいは譲渡等によって相当の利益を得たと理事長が認めるときは、理事長は当該金額をセンターに納付させることができる。

(事業実施状況報告)

- 第23条 補助事業者は、補助事業が完了した日の属する年度の終了後5年間において、毎年度終了後、補助事業に係る過去1年間の事業状況について、理事長が別に定める日までに、成果報告書（様式第16号）により理事長に報告しなければならない。ただし、補助事業の休止又は廃止の承認を受けた場合は、この限りではない。

附 則

この要綱は、令和元年9月10日から施行し、令和元年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和2年9月1日から施行し、令和2年9月1日以降の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和3年5月1日から施行し、令和3年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和4年5月1日から施行し、令和4年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和5年5月1日から施行し、令和5年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和6年5月1日から施行し、令和6年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行し、令和7年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行し、令和8年度分の補助金から適用する。